



令和 7 年 度

静岡市公営企業会計  
決算審査意見書

静岡市監査委員



08 静 監 第 665 号

令和 8 年 8 月 27 日

静岡市長 難 波 喬 司 様

静岡市監査委員 深 澤 俊 昭

同 白 鳥 三和子

同 宮 城 展 代

同 山 梨 渉

令和 7 年度静岡市公営企業会計決算審査意見の提出について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 7 年度静岡市公営企業会計（静岡市簡易水道事業会計、静岡市病院事業会計、静岡市農業集落排水事業会計、静岡市水道事業会計、静岡市下水道事業会計）決算及び附属書類を静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）に基づいて審査したので、次のとおり意見を提出します。



## 目 次

|   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 審 査 の 基 準   | 6 |
| 2 | 審 査 の 種 類   | 6 |
| 3 | 審 査 の 対 象   | 6 |
| 4 | 審 査 の 着 眼 点 | 6 |
| 5 | 審査の主な実施内容   | 6 |
| 6 | 審査の実施場所及び日程 | 6 |
| 7 | 審 査 の 結 果   | 7 |
| 8 | 経 営 成 績     | 7 |

### 決算の概要及び意見

|     |               |     |
|-----|---------------|-----|
| (1) | 静岡市簡易水道事業会計   | 9   |
|     | 参 考 資 料       | 26  |
| (2) | 静岡市病院事業会計     | 27  |
|     | 参 考 資 料       | 47  |
| (3) | 静岡市農業集落排水事業会計 | 49  |
|     | 参 考 資 料       | 64  |
| (4) | 静岡市水道事業会計     | 65  |
|     | 参 考 資 料       | 87  |
| (5) | 静岡市下水道事業会計    | 89  |
|     | 参 考 資 料       | 109 |

※参考資料は、各事業会計における最近5か年の経営指標等の推移である。

# 令和7年度静岡市公営企業会計決算審査意見

## 1 審査の基準

この審査は、静岡市監査基準に基づいて実施した。

## 2 審査の種類

### (1) 審査の名称

令和7年度静岡市公営企業会計決算審査

### (2) 根拠法令

地方公営企業法第30条第2項

## 3 審査の対象

令和7年度 静岡市簡易水道事業会計決算

令和7年度 静岡市病院事業会計決算

令和7年度 静岡市農業集落排水事業会計決算

令和7年度 静岡市水道事業会計決算

令和7年度 静岡市下水道事業会計決算

上記決算に関する証書類、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書

## 4 審査の着眼点

- (1) 決算書類は関係法令に準拠して作成されているか。
- (2) 決算書類の計数は正確か、また、証書類の計数と一致しているか。
- (3) 財務諸表は財政状態及び経営成績を適正に表示しているか。
- (4) 業務の執行状況及び予算の執行状況は適正か。
- (5) 経営成績及び財政状態は良好か。

## 5 審査の主な実施内容

3に掲げる5つの事業会計決算に関する証書類等について、4に掲げる着眼点に基づき審査した。あわせて、主要な事業について、関係職員からの説明聴取等の方法による審査を実施した。

## 6 審査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査委員事務局執務室及び審査対象部局会議室等

(2) 日程

令和8年6月1日から令和8年8月18日まで

**7 審査の結果**

1 から 6 までの記載事項のとおり審査した限り、審査に付された決算その他関係書類が、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

なお、各事業別の決算概要、意見等については、後述のとおりである。

**8 経営成績**

各事業会計の経営成績は、次のとおりである。

(単位 千円)

| 区 分                          | 簡易水道事業会計 | 病院事業会計     | 農業集落排水事業会計 | 水道事業会計     | 下水道事業会計    |
|------------------------------|----------|------------|------------|------------|------------|
| 総 収 益 (A)                    | 140,824  | 11,035,386 | 434,087    | 10,967,052 | 21,394,134 |
| 総 費 用 (B)                    | 120,763  | 12,745,054 | 427,055    | 10,035,005 | 20,302,013 |
| 損益 (A) - (B) (C)             | 20,061   | △1,709,667 | 7,032      | 932,046    | 1,092,121  |
| (A) のうち収支不足補填のための一般会計補助金 (D) | 87,132   | 1,200,000  | 149,025    | —          | —          |
| 実 質 損 益 (C) - (D)            | △67,071  | △2,909,667 | △141,992   | 932,046    | 1,092,121  |

- (注) 1 数値は、次のとおり表示し、又は算出しているため、差額、合計等が一致しない場合がある。
- (1) 文中の金額は原則として万円単位、表中の金額は千円単位で表示し、いずれも単位未満は切り捨てである。
  - (2) 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。ただし、99.95%以上100%未満のものは99.9%とした。
  - (3) 差額等の数値が「0」のもの又は該当数値はあるが単位未満のものは、「0」、「0.0」で表示した。なお、これらが負数の場合は、「△0」、「△0.0」で表示した。
  - (4) 該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0%以上の増減率等の無意味なものは、「―」で表示した。
  - (5) 減数又は負数は、「△」で表示した。
  - (6) 比率間の比較は、「ポイント」で表示した。
  - (7) 執行率は予算現額に対する収入済額・支出済額の割合である。
- 2 「第1 業務の執行状況」、「第2 予算の執行状況」については、消費税及び地方消費税を含めて記載した。